

平成 17 年度
電子納品要領・基準・ガイドライン
改訂内容

平成 18 年 3 月

目 次

1. 平成 17 年度における改訂の概要	1
2. 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】の概要...	2
3. 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】の概要...	5
4. 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【資料編】の概要.	10

1. 平成 17 年度における改訂の概要

国土交通省では、電子納品を円滑に導入できるよう平成 13 年度から段階的に対象事業を拡大し、平成 16 年度からすべての業務及び工事を対象に電子納品が実施されてきました。しかしながら、電子納品の全面実施により不慣れな多くの受発注者が実務を行うことになり、円滑に電子納品が行われていない例があることが明らかになってきました。

この課題を解消するとともに、発注者だけでなく受注者などの関係者が電子納品に関連するガイドラインを積極的に活用できるように、平成 17 年 8 月に「電子納品運用ガイドライン(案)」【土木工事編】、同【業務編】及び「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(案)」として改訂されました。

このような状況を受けて、国土交通省港湾局では、電子納品に関する要領・基準(案)を、港湾空港関係の事業においてどのように適用していくかを検討し、運用ガイドラインへ事前協議ガイドラインを統合・廃止して、下記のガイドライン(案)を策定することとしました。

- 1) 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】
- 2) 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】
- 3) 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【資料編】

上記ガイドラインのうち、業務編、工事編はそれぞれ地方整備局（港湾空港関係）の業務と工事に係わる電子納品に対応するため、受発注者双方が活用することを目的としてまとめたもので、これまでの事前協議ガイドライン(案)を統合したものです。

また、資料編は、これまでガイドライン(案)の付属資料として巻末に添付していた「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品要領(案)の運用について」を 1 つの編として独立させたものです。

なお、CAD 図面作成要領(案)の運用に関しては、平成 17 年 8 月に公開された「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン(案)」を港湾空港関係の事業において準用できるものとして、今回策定しないこととしました。

2. 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】の概要

地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】（以下、「港湾空港業務ガイドライン」という）は、国土交通省大臣官房で作成された電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】（平成 17 年 8 月）に対応したもので、内容的な比較ができるように、官房版の電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】と同様な目次構成・内容としました。

港湾空港業務ガイドラインの概要は、以下の通りです。

(1) 目次の構成

港湾空港業務ガイドラインの目次構成は、【共通編】、【基本編】、【参考資料編】ともに官房版の運用ガイドライン【業務編】と同じであり、以下の通りです。

＜港湾空港業務ガイドラインの目次構成＞

【共通編】

1.電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】の位置付け

【基本編】

2.電子納品の流れ

3.発注時の準備

4.事前協議

5.業務中の情報管理

6.電子成果品の作成

7.成果品の検査

8.保管管理

【参考資料編】

9.参考資料

(2) 共通編の概要

共通編では“1.電子納品運用ガイドライン(案)【業務編】の位置付け”として、以下の事項を記述しました。

- ・“1.1 一般事項”で、電子納品運用ガイドライン策定の目的と国土交通省大臣官房で作成されている運用ガイドライン【業務編】と港湾局で作成している港湾空港業務ガイドラインとの関係を整理しました。
- ・“1.2 適用する事業”では、港湾空港業務ガイドラインが対象とする事業が、港湾整備事業・海岸整備事業・空港整備事業である旨を記述するとともに、河川・道路・公園事業等他の事業と各ガイドラインとの関係を示しました。
- ・“1.3 用語の定義”では、電子納品、電子成果品、等の用語について定義しました。
- ・“1.4 電子納品での電子的な情報の交換・共有の取組み”では、業務における情報の電子

化、電子的な情報交換・共有についてのスタンスを整理しました。

- ・ “ 1.5 電子納品の構成 ” は、業務成果品として納品される電子成果品の構成をイメージで示しました。
- ・ “ 1.6 問合わせ ” では、電子納品全般に係わる事項と港湾空港関係の事業における電子納品に対する事項を考慮して、問合わせの WEB サイトを記載しました。
- ・ “ 1.7 業務ガイドラインに係わる規定類の関係 ” では、電子納品に関する要領・基準(案)、各種ガイドライン(案)の関係と、各々の要領・基準(案)の記載概要について整理しました。
- ・ “ 1.8 電子納品要領(案)で定められたフォルダとファイルの構成 ” では、測量・調査・設計等の業務における電子納品のフォルダとファイルの構成についてイメージが分かるように整理しました。

(3) 基本編の概要

基本編では、“ 2.電子納品の流れ ” で業務発注のための準備から契約、完成検査、成果品の保管管理までの流れを示すとともに、業務の流れにしたがって受発注者それぞれが行うべきこと、留意すべきこと等について整理しました。

1) 発注準備

業務発注のために発注者が行うべき事項について記述するとともに、電子納品に関する特記仕様書の作成例を記載しました。

2) 事前協議

電子納品を円滑に行うための事前協議について、協議事項とその内容を整理しました。協議事項としては、以下の 4 項目について記述しています。

- ・ 業務中の情報交換
- ・ 電子成果品の対象書類
- ・ 検査の方法
- ・ その他の事項

なお、上記以外に測量業務、地質・土質調査業務での協議事項について記載しました。

3) 業務中の情報管理

業務中の情報管理として、以下の 3 項目について記述しました。

- ・ “ 5.1 図面の確認 ” では、受注者が CAD 図面作成要領(案)に準拠した CAD データを発注者から提供された場合には、SXF ブラウザにより確認を行うこととしました。
- ・ “ 5.2 業務中の協議 ” は、業務中に受発注者が電子納品に関して協議を行うべき時期や心掛けるべき事項について記載しました。
- ・ “ 5.3 日常的な電子成果品の作成・整理 ” では、受注者が電子成果品となるデータを日常的に作成し管理すべきことを記述しました。

4) 電子成果品の作成

受注者が電子成果品の作成に際して行うべき事項を、はじめに“6.1 作業の流れ”で記載するとともに、作業の流れに沿って以下の項目毎に行うべきこと、留意すべきこと等を整理しました。

- ・ 6.2 業務管理ファイル
- ・ 6.3 報告書作成【REPORT】
- ・ 6.4 図面作成【DRAWING】
- ・ 6.5 写真の整理【PHOTO】
- ・ 6.6 測量成果作成【SURVEY】
- ・ 6.7 地質・土質調査成果作成【BORING】
- ・ 6.8 電子媒体作成
- ・ 6.9 電子成果品の確認

なお、港湾空港業務ガイドラインでは、電子成果品のチェックを港湾 CALS ホームページから入手できる「電子納品物検査支援システム（チェック機能限定版）」で行うこととしました。

5) 成果品の検査

成果品の検査に際して、受発注者が検査方法について協議を行うこととし、受発注者間の合意の下で電子データでの検査を行うことができることとしました。

6) 保管管理

発注者は、業務完成検査の後、受領した電子媒体を保管するとともに、電子納品物保管管理システムにより登録します。その際、登録方法については、「電子納品物保管管理システム システム操作説明書－登録編－」を参照し、保管・管理方法については、「電子納品物保管管理システム システム操作説明書－利用者・管理者編－」を参照することとしました。

(4) 参考資料編の概要

港湾空港業務ガイドラインの参考資料編では、“9.参考資料”として以下の事項を記述しました。

- ・ “9.1 スタイルシートの活用”では、検査時や納品後の電子成果品閲覧時のビューアとして活用できるスタイルシートについて記載しました。
- ・ “9.2 事前協議のチェックシート”は、今回の改訂でこれまでの事前協議ガイドライン(案)を統合・廃止したことから、事前協議チェックシートの事例をここに示しました。
- ・ “9.3 用語解説”は、以前のガイドラインで記載していたものを追加修正しました。

3. 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】の概要

地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】（以下、「港湾空港工事ガイドライン」という）は、国土交通省大臣官房で作成された電子納品運用ガイドライン(案)（平成 17 年 8 月）に対応したもので、内容的な比較ができるように、基本的に官房版の電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】と同様な目次構成・内容としました。

港湾空港工事ガイドラインの概要は、以下の通りです。

(1) 目次の構成

港湾空港工事ガイドラインの目次は、【共通編】、【工事帳票管理システム利用編】、【参考資料編】からなります。

港湾空港関係の工事では、すべての工事において工事帳票管理システムが利用されていることから、官房版の運用ガイドライン【土木工事編】の【基本編】を【工事帳票管理システム利用編】として作成しました。

港湾空港工事ガイドラインの目次構成は以下の通りです。

＜港湾空港工事ガイドラインの目次構成＞

【共通編】

1.電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】の位置付け

【基本編】

2.電子納品の流れ

3.発注時の準備

4.工事帳票管理システムの利用準備

5.事前協議

6.施工中の情報管理

7.電子成果品の作成

8.工事完成検査

9.保管管理

【参考資料編】

10.参考資料

港湾空港工事ガイドラインでは、工事帳票管理システム利用を考慮して、“4.工事帳票管理システムの利用準備”を設けていますが、その他の章は基本的に運用ガイドライン【土木工事編】と同じ構成になっています。

(2) 共通編の概要

共通編では“1.電子納品運用ガイドライン(案)【工事編】の位置付け”として、以下の事項を記述しました。

なお、ここでの記載内容は共通編であることから、港湾空港業務ガイドラインの共通編と基本的に同様の内容としています。

- ・“1.1 一般事項”で、電子納品運用ガイドライン策定の目的と国土交通省大臣官房で作成されている運用ガイドライン【土木工事編】と港湾局で作成している港湾空港工事ガイドラインとの関係を整理しました。
- ・“1.2 適用する事業”では、港湾空港工事ガイドラインが対象とする事業が、港湾整備事業・海岸整備事業・空港整備事業である旨を記述するとともに、河川・道路・公園事業等他の事業と各ガイドラインとの関係を示しました。
- ・“1.3 用語の定義”では、電子納品、電子成果品、等の用語について定義しました。
- ・“1.4 電子納品での電子的な情報の交換・共有の取組み”では、港湾空港関係の事業において施工中の電子的な情報交換・共有を行うシステムとして「工事帳票管理システム」を前提としている旨を記述しました。
- ・“1.5 電子納品の構成”は、工事完成図書として納品される電子成果品の構成をイメージで示しました。
- ・“1.6 問合わせ”では、電子納品全般に係わる事項と港湾空港関係の事業における電子納品に対する事項を考慮して、問合わせのWEBサイトを記載しました。
- ・“1.7 工事ガイドラインに係わる規定類の関係”では、電子納品に関する要領・基準(案)、各種ガイドライン(案)の関係と、各々の要領・基準(案)の記載概要について整理しました。
- ・“1.8 電子納品要領(案)で定められたフォルダとファイルの構成”では、工事における電子納品のフォルダとファイルの構成についてイメージが分かるように整理しました。

(3) 工事帳票管理システム利用編の概要

工事帳票管理システム利用編では、“2.電子納品の流れ”で工事発注準備から契約、完成検査、保管管理に至る電子納品の流れを示すとともに、工事の流れにしたがって受発注者それぞれが行うべきこと、留意すべきこと等について整理しました。

1) 発注準備

工事発注のために発注者が行うべき事項について3項目に分けて記載しました。

- ・“3.1 業務成果品の内容確認と特記仕様書の作成”では、工事発注のために設計業務の電子成果品であるCAD図面から発注図を作成すること、事前に最新の電子納品物検査支援システムのチェック機能によりチェックを行い、電子納品要領・基準(案)に適合していること(エラーがないこと)の確認、等を記載しました。
また、港湾空港関係の工事において、電子納品とともに工事帳票管理システムの利用する場合における特記仕様書の作成例を記載しました。
- ・“3.2 発注図作成【DRAWING】”では、発注図CADデータ、図面管理ファイルの作成、取扱いの詳細について記述しました。

- ・ “ 3.3 発注図提供資料の作成 ” では、発注者が受注者に提供する工事管理ファイル等の資料について記述するとともに、電子媒体の作成方法について記載しました。

なお、工事帳票管理システムを利用する場合としない場合により、作業の内容が異なることから、工事帳票管理システムを利用する場合としない場合に分けて記載しました。

2) 工事帳票管理システムの利用準備

工事帳票管理システムを利用するために、発注者と受注者が準備すべき事項について整理しました。また、工事の契約から工事帳票管理システム利用開始までの流れをフロー図で示しました。

3) 事前協議

電子納品を円滑に行うための事前協議について、協議事項とその内容を整理しました。協議事項としては、以下の4項目について記述しています。

- ・ 施工中の情報交換
- ・ 電子成果品の対象書類
- ・ 検査の方法
- ・ その他の事項

なお、施工中の情報の交換・共有の方法は、工事帳票管理システムによることを原則とし、利用しない場合は施工中の情報の交換・共有方法について、発注者と受注者の情報インフラ（パソコン、通信回線速度等）を考慮して、受発注者間で協議の上決定することとしました。

4) 施工中の情報管理

施工中の情報管理として、以下の3項目について記述しました。

- ・ “ 6.1 発注図の確認 ” では、受注者が CAD 図面作成要領(案)に準拠した CAD データを発注者から提供された場合、SXF ブラウザにより確認を行うこととしました。
- ・ “ 6.2 施工中の協議 ” は、施工中に受発注者が電子納品に関して協議を行うべき時期や心掛けるべき事項について記載しました。
- ・ “ 6.3 日常的な電子成果品の作成・整理 ” では、工事帳票管理システムを利用する場合としない場合に分けて、日常的に作成し管理すべき事項について記述しました。

5) 電子成果品の作成

受注者が電子成果品の作成に際して行うべき事項を、はじめに “ 7.1 作業の流れ ” で記載するとともに、作業の流れに沿って以下の項目毎に行うべきこと、留意すべきこと等を整理しました。

- ・ 7.2 工事管理ファイル
- ・ 7.3 施工計画書【PLAN】
- ・ 7.4 打合せ簿【MEET】
- ・ 7.5 完成図【DRAWINGF】
- ・ 7.6 工事写真の整理【PHOTO】
- ・ 7.7 その他資料【OTHRs】
- ・ 7.8 電子媒体作成
- ・ 7.9 電子成果品の確認

特に、工事帳票管理システムを利用する場合には、工事管理ファイルや施工計画書管理ファイル、打合せ簿管理ファイルは、施工中に蓄積された帳票などとともに電子納品出力データとして出力されますが、工事帳票管理システムでやり取りしていない写真管理ファイルや完成図は出力されないこと、及び出力された工事管理ファイル等のファイルのうち一部の項目は未入力となることから、市販の電子納品作成支援ツール等を利用して追加する必要がある旨を記述しています。

また、港湾空港工事ガイドラインでは、電子成果品のチェックは港湾 CALS ホームページから入手できる「電子納品物検査支援システム（チェック機能限定版）」で行うこととしました。

6) 工事完成検査

工事完成検査に関する事項として、以下の3項目に分けて記述しました。

- ・ 8.1 一般事項
- ・ 8.2 書類検査
- ・ 8.3 現場検査

特に、港湾空港関係の工事においては、施工中の情報交換・共有を工事帳票管理システムで行っていますが、現状では CD-R で納品される電子成果品が正式な成果品であることを記載しました。

また、施工計画書、打合せ簿等工事帳票管理システムで決裁されたものは原則的に電子データで受検すること、公印が必要な書類等紙で決裁されたものは紙資料を利用して受検することを記載しました。

なお、電子データの閲覧には「電子納品物検査支援システム」が利用可能である旨を記載してしました。

7) 保管管理

発注者は、工事完成検査の後、受領した電子媒体を保管するとともに、電子納品物保管管理システムにより登録します。その際、登録方法については、「電子納品物保管管理システム システム操作説明書－登録編－」を参照し、保管・管理方法については、「電子納品物保管管理システム システム操作説明書－利用者・管理者編－」を参照することとしました。

(4) 参考資料編の概要

港湾空港工事ガイドラインの参考資料編では、“10.参考資料”として以下の事項を記述しました。

- ・ “10.1 スタイルシートの活用”では、検査時や納品後の電子成果品閲覧時のビューアとして活用できるスタイルシートについて記載しました。
- ・ “10.2 事前協議のチェックシート”は、今回の改訂でこれまでの事前協議ガイドライン(案)を統合・廃止したことから、事前協議チェックシートの事例をここで示しました。
- ・ “10.3 提出書類の電子化適性一覧”は、これまでのガイドラインでも記載していますが、港湾工事共通仕様書に規定に則って受発注者間でやり取りされる書類について電子化適正を一覧表で示しています。

- ・ “ 10.4 電子的な交換・共有 ” は、官房版の運用ガイドライン(案)において【発展編】として記載されている “ 電子的な交換・共有 ” を参考としてここに記載しました。

“ 電子的な交換・共有 ” での記載事項は、下記の通りです。

- ・ 一般事項
 - ・ 電子的な交換・共有の流れ
 - ・ 合意形成
 - ・ 電子成果品蓄積
 - ・ 書類検査
 - ・ 電子的な交換・共有する事例
- ・ “ 10.5 用語解説 ” は、以前のガイドラインで記載していたものを追加修正しました。

4. 地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【資料編】の概要

国土交通省で公開されている各種電子納品要領・基準(案)を港湾空港関係の事業に適用するためには、規定の一部を修正解釈する必要がある、その内容を関係者に示す必要があります。

これまで、その内容については「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)」の付属資料として「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品要領(案)の運用について」に記載していました

しかしながら、運用ガイドライン(案)の今回の改訂で【業務編】と【工事編】に分けるに際して、付属資料「地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品要領(案)の運用について」も1つの資料として活用が可能と判断し、それぞれのガイドライン(案)の巻末に添付するのではなく、【資料編】として独立させることとしました。

したがって、地方整備局（港湾空港関係）の事業における電子納品運用ガイドライン(案)【資料編】は、基本的にはこれまでの内容と同じになっています。

しかし、以下の4つの要領・基準(案)が平成17年度に改訂されたことから、これらの要領・基準(案)の修正解釈の必要性について検討し、改訂しました。

(改訂年月)

・デジタル写真管理情報基準(案)	平成18年1月
・土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編	平成18年3月
・工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編	平成18年3月
・C A D製図基準(案)機械設備工事編	平成18年3月

上記の要領・基準(案)に対する検討結果と主な改訂項目は、以下の通りです。

(1) デジタル写真管理情報基準(案)

デジタル写真管理情報基準(案)の改訂事項は、港湾空港関係の事業へもそのまま適用できる事項のため、ガイドライン(案)【資料編】の改訂はありません。

(2) 機械設備工事に関連する要領・基準(案)

機械設備工事に関連する「土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編」、「工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編」、及び「C A D製図基準(案)機械設備工事編」の3つの要領・基準(案)の改訂に伴うガイドライン(案)の修正は、以下の通りです。

- ・土木設計業務等の電子納品要領(案)機械設備工事編の運用のため、“業務管理項目”に対する記述を修正。
- ・工事完成図書の電子納品要領(案)機械設備工事編の運用のため、“フォルダ構成”及び“成果品の管理項目”に対する記述を修正。
- ・C A D製図基準(案)機械設備工事編の運用については、特に修正なし。

(3) その他

上述の要領・基準(案)の改訂の他に、港湾・海岸・空港コード一覧表の一部を見直しました。